

# 特定非営利活動法人日本脳腫瘍学会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本脳腫瘍学会という。但し、英文では The Japan Society for Neuro-Oncology と表示する。略称を JSNO とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市新川 6-20-2 杏林大学医学部内に置く。

### (目的)

第3条 この法人は脳腫瘍に関する基礎的・臨床的研究について、研究者間の交流・連携に努めるとともに、脳腫瘍に関する国内外の調査研究、関連団体との連絡、提携を図る事業を行い、もって医科学の進歩、普及に貢献し、国際的な社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 脳腫瘍の基礎的研究・臨床研究等の医療に関する学術集会、その他のシンポジウム、講演会等の事業
- (2) 脳腫瘍の医療に関する情報収集と情報提供の事業
- (3) 脳腫瘍の医療について活動する国内外の団体との連絡と提携事業
- (4) 国内外の脳腫瘍の医療に関する研究を援助し、推進する事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員は第1号に定めるものとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人.
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し, 賛助の意思を持つ個人又は団体.
- (3) 名誉会員 脳腫瘍の診療や研究に対して著しく貢献をなしたとして理事会が承認したもの.

(入会)

第7条 会員の入会については下記の通りとする.

- 2 会員として入会しようとするものは, 理事長が別に定める入会申込書により, 理事長に申し込むものとする.
- 3 理事長は, 前項の申し込みがあったとき, 正当な理由がない限り, 入会を認めなければならない.
- 4 理事長は, 第2項のものの入会を認めないときは, 速やかに, 理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない.

(会費)

第8条 会員は, 理事会において別に定める会費を納入しなければならない.

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には, その資格を喪失する.

- (1) 退会届の提出をしたとき.
- (2) 本人が死亡し, 若しくは失そう宣告を受けたとき, 又は会員である団体が消滅したとき.
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき.
- (4) 除名されたとき.

(退会)

第10条 会員は, 理事長が別に定める退会届を理事長に提出して, 任意に退会することができる.

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には, 総会の議決により, これを除名することができる.

- (1) 法令またはこの定款に違反したとき.
  - (2) この法人の名誉を傷つけ, 設立の趣旨に反し, または秩序を乱す行為をしたとき.
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は, 議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない.

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は, 返還しない.

### 第3章 役員

(種別, 定数および選任等)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上, 30 人以内

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち 1 人を理事長, 1 人を副理事長とする。

3 理事及び監事は, 理事会において選任する。

4 理事長および副理事長は, 理事の互選とする。

5 役員のうちには, それぞれの役員について, その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ, 又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は, この法人の役員になることができない。

7 監事は, 理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は, この法人を代表し, その業務を統括する。

2 副理事長は, 理事長を補佐し, 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは, その職務を代行する。

3 理事は, 理事会を構成し, この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき, この法人の業務を執行する。

4 監事は, 次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果, この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には, これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には, 総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について, 理事に意見を述べ必要により理事会を招集すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。尚, 再任は妨げない。

2 補欠のため, 又は増員により就任した役員任期は, それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は, 辞任又は任期満了後においても, 後任者が就任するまでは, その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち, その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは, 遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 総会

(総会の種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 会員の除名
- (5) 解散時における残余財産の帰属
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールまたはファクシミリにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールまたはファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画および収支予算の変更

(3) 会費の額

(4) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 役員を選任、解任、職務及び報酬

(6) 学術集会会長の選任

(7) 理事長、副理事長の選任

(8) 名誉会員の選考と承認

(9) 事務局の組織及び運営に関する事項

(10) 総会に付議すべき事項

(11) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(12) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事からの招集があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールまたはファクシミリにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールまたはファクシミリをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 6 章 資産

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は, 理事長が管理し, その方法は, 総会の議決を経て, 理事長が別に定める.

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は, 法第 27 条各号に掲げる原則に従うものとする.

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は, 特定非営利活動に係る事業に関する会計とする.

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は, 毎年 10 月 1 日に始まり, 翌年 9 月 30 日に終わる.

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は, 毎事業年度ごとに理事長が作成し, 総会の議決を経なければならない.

2 前項の規定にかかわらず, やむを得ない事由により予算が成立しないときは, 予算成立までは, 前事業年度の予算に準じて収入支出することができる.

3 前項の規定による収入および支出は, 新たに成立した予算に基づくものとみなす.

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは, 理事会の議決を経て, 既定予算の追加または更生をすることができる.

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は, 毎事業年度終了後, 速やかに, 理事長が作成し, 監事の監査を受け, 理事会の議決を経なければならない.

2 決算上剰余金を生じたときは, 次事業年度に繰り越すものとする.

## 第 7 章 定款の変更, 解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは, 総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経, かつ, 法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない.

(解散)

第 47 条 この法人は, 次に掲げる事由により解散する.

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 雑則

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、以下のとおりとする。

理事長	松谷雅生
副理事長	澁井壯一郎
理事	浅井昭雄
	大西丘倫
	嘉山孝正
	栗栖薫
	河内正人

隈部俊宏  
佐谷秀行  
澤村豊  
杉山一彦  
高橋潤  
竹島秀雄  
西川亮  
藤巻高光  
宮武伸一  
吉田純  
吉峰俊樹  
若林俊彦  
有田憲生  
倉津純一

監事

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年 11 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 5,000 円

賛助会員(個人) 5,000 円

賛助会員(団体) 50,000 円

名誉会員 0 円。